令和８年（フ）第１７７号
秋田市飯島字飯島水尻411番地
債務者　杉渕　美喜子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１号
秋田市御所野元町四丁目13番12号　御所野ハイツＢ206
債務者　高森　利浩
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３３号
神奈川県藤沢市城南４丁目７番７号　プラーズ城南Ｂ103
債務者　白石　美和
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６５号
神奈川県藤沢市白旗２丁目14番11―304号
債務者　大石つむぎ（旧姓新田）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４０号
神奈川県藤沢市善行１丁目19番地の２　熊野ハイツ201
債務者　岡村　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０８６号
神奈川県大和市上和田1759番地　有宏荘206号
債務者　小松　　要
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１００号
横浜市緑区北八朔町955番地　レイクサイド501
債務者　須田　達也
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１９５号
神奈川県藤沢市石川１丁目11番地の６　メゾン稲荷山101
債務者　三井　龍史
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２０６号
神奈川県藤沢市亀井野3285番地の２　エスポワール善行403号
債務者　田中　岐子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２５３号
横浜市旭区さちが丘52番地７　アーヴァイン山太501
債務者　川崎　義明
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３１７号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番４―Ｉ―502号
債務者　普津澤　頌
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３５号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３―203号
債務者　松本ヤヨイ
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０５号
川崎市中原区木月２丁目23番10号　コーポ1652　101
債務者　勝坂　正廣
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７３７号
川崎市高津区千年672番地３　エステートピア山重５　101
債務者　内田　弓馬
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
富山県高岡市木津1315番地３　南星ハイツ103号
債務者　越田　美千代
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１３５号
富山県高岡市本丸町13番43―802号　パークキャッスル高岡
債務者　佐藤　陽介
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２３３号
山梨県甲府市東光寺１丁目１番33号
債務者　青野　藤子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係